

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年3月まで

私は、昭和62年4月に会社を退職し、数か月たってからA市役所で国民年金の加入手続を行った際、窓口の担当者から、「国民年金は国民の義務で、納付が連続していないと将来、年金を受給できない。」と言われ、国民年金保険料を納付した。その時の経験もあり、申立期間が被保険者期間とされているのに、保険料を未納まま放置しておくことはあり得ない。

また、私は、事業を開始した年である平成3年の確定申告書（控え）を所持しており、申立期間の一部（同年1月から同年3月まで）保険料を納付して、それ以前の4か月分を未納にしているとは考えられない。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人及びその妻は、申立期間を除いて国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることから、申立人及びその妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、平成3年分の給与所得に係る保険料控除申告書を所持しており、当該申告書にはおおむね夫婦二人分の同年の国民年金保険料額に相当する金額の記載が確認できる上、オンライン記録において、同年4月から同年12月までは納付済みとなっていることから、申立期間のうち、同年1月から同年3月までの保険料についても納付していたものと推認でき、申立人の納付意識の高さを踏まえれば、申立期間のうち、2年9月から同年12月までについても、保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月から平成元年3月まで
② 平成2年1月及び同年2月

会社の経理担当者が、毎月、給与から国民年金保険料を控除し、納付していた。当時の従業員が全員国民年金保険料を納付している記録となっているにもかかわらず、私だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年9月に払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認される。

また、申立期間②は2か月と短期間である上、オンライン記録によると、平成2年7月7日に社会保険事務所(当時)から過年度納付書が発行されているところ、申立人は、厚生年金保険被保険者資格取得後の同年8月9日付けで元年5月及び同年6月の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人が一緒に発行されたと推認される申立期間②の過年度納付書により当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、当該期間の保険料について、会社の経理担当者が、毎月、給与から国民年金保険料を控除し、納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、上記の国民年金加入手続時点では、過年度納付することが可能であったが、毎月の給与から国民年金保険料が控除され、納付していたとする申立人の主張とは相違する上、オンライン記録により、

平成元年4月の保険料を同年11月28日に納付していることが確認できるものの、申立期間①の保険料を納付した記録は見当たらない。

なお、申立期間①について、申立人の両親及びその同居の親族に係る納付日は同一日であり、各月の国民年金保険料をそれぞれの月末頃に納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする当時の経理担当者は高齢のため納付方法等を聴取することができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年1月及び同年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和59年7月から同年9月まで
③ 昭和60年4月から同年9月まで

申立期間①については、夫が国民年金の加入手続を行い、当初は役所の方が毎月家まで集金に来て、毎月200円を支払っていた。申立期間②及び③についても間違いなく納付したので未納期間があるのはおかしい。また、60歳頃に社会保険事務所（当時）で、任意加入した際約25万円を納付し、満額の年金となると言われたことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は3か月と短期間である上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間②直後の昭和59年10月から60年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、同一年度内である申立期間②に係る保険料を未納のまま放置するとは考え難く、当該期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和36年4月に申立人の夫が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、申立期間③についても保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年6月に申立人の夫と連番で払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、36年4月頃に国民年金の加

入手続を行ったとする申立内容とは符合しない上、一緒に納付していたとする申立人の夫も 39 年 4 月から保険料の納付を開始した記録となっている。

また、上記の加入手続時点において、申立期間①のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、昭和 37 年 4 月以降は過年度納付することが可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人からも当該期間の保険料を遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立期間③について、オンライン記録に国民年金保険料を納付した記録は見当たらない上、申立人は、平成 3 年 7 月に国民年金に任意加入し、申請免除期間であった昭和 60 年 10 月から 62 年 3 月までの保険料を追納（保険料額は 14 万 520 円）し、平成 3 年 7 月から現年度納付（平成 3 年 7 月から 4 年 3 月までの保険料額は 8 万 1,000 円）していることがオンライン記録により確認できるものの、この時点では申立期間③は既に時効により当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

私は、平成5年4月まで共済組合に加入し、同年5月からは国民年金に加入して保険料を納付しているが、申立期間のみ未納となっているのは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親も、国民年金加入期間において未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、平成7年6月13日に社会保険事務所（当時）から過年度納付書が発行されているところ、同年6月30日付けで申立期間直前の5年7月から6年3月までの国民年金保険料が過年度納付されることが確認できることから、申立人の母親の納付意識の高さを踏まえれば、一緒に送付された過年度納付書により申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（当時は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和41年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月2日から同年5月1日まで

私は、昭和39年6月2日にC社に入社し、44年7月19日にB社（その後、A社に名称変更、現在、D社が後継会社）を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、41年4月2日にE社（40年4月1日にC社から転籍）からB社に転籍した際の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社における申立人が記憶する元同僚及びD社の供述並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し（E社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転籍日については、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人はE社を昭和41年4月1日に離職していることから、同年同月2日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年5月1日の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って届け出ていたと考えら

れるとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年4月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（後に、B社、現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月30日から36年1月1日まで

私は、昭和30年4月1日にD社に入社し、35年4月1日にA社に出向した。36年1月1日に同社の出向が解除となり、D社に復帰したが、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が35年12月30日となっており、被保険者記録に1か月の空白があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出のあった申立人に係る人事カード、申立人に係る退職手当の計算書、及び申立人と同時期にA社からD社に復帰した元同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社からD社に復帰）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、復帰日については、D社の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和36年1月1日であることが確認できる上、A社の申立期間当時の総務課長は、「申立人の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるのは、資格喪失日の手続の間違いであると思う。申立人は、D社とA社の間の出向に伴う被保険者記録に空白は無く、継続して勤務していた。」と供述していることから、同年同月同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和35年11月のオンライン記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成15年7月から16年8月までは18万円、同年9月は19万円、同年10月から17年7月までは22万円、同年8月から18年5月までは26万円、同年6月から19年6月までは32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の15年7月から17年8月までは11万円、同年9月から18年6月までは11万8,000円、同年7月から19年6月までは15万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、15年7月は19万円、同年8月及び同年9月は18万円、同年10月は19万円、同年11月は18万円、同年12月は16万円、16年1月及び同年2月は15万円、同年3月から同年5月までは16万円、同年6月及び同年7月は20万円、同年8月は15万円、同年9月は17万円、同年10月から17年2月までは22万円、同年3月は24万円、同年4月及び同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月及び18年1月は22万円、同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月から同年9月までは24万円、同年10月から19年1月までは26万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月から同年6月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 1 日から 19 年 7 月 1 日まで

私は、平成 15 年 7 月 1 日に A 社に入社してから給与支給額より低い額で標準報酬月額が届けられていたものの、21 年 8 月 21 日に事業主から社会保険事務所（当時）に対し標準報酬月額の訂正届が出され申立期間以外は給与支給額に基づく標準報酬月額に訂正されたが、申立期間は時効により訂正されなかったことに納得できない。申立期間も訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成 15 年 7 月から 17 年 8 月までは 11 万円、同年 9 月から 18 年 6 月までは 11 万 8,000 円、同年 7 月から 19 年 6 月までは 15 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 8 月 21 日に、15 年 7 月から 16 年 8 月までは 18 万円、同年 9 月は 19 万円、同年 10 月から 17 年 7 月までは 22 万円、同年 8 月から 18 年 5 月までは 26 万円、同年 6 月から 19 年 6 月までは 32 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書から確認できる保険料控除額から、平成 15 年 7 月は 19 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 18 万円、同年 10 月は 19 万円、同年 11 月は 18 万円、同年 12 月は 16 万円、16 年 1 月及び同年 2 月は 15 万円、同年 3 月から同年 5 月までは 16 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 20 万円、同年 8 月は 15 万円、同年 9 月は 17 万円、同年 10 月から 17 年 2 月までは 22 万円、同年 3 月は 24 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 22 万円、同年 6 月は 24 万円、同年 7 月は 22 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 24 万円、同年 10 月は 26 万円、同年 11 月は 24 万円、同年 12 月及び 18 年 1 月は 22 万円、同年 2 月は 26 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 30 万円、同年 5 月は 24 万円、同年 6 月は 26 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 24 万円、同年 10 月から 19 年 1 月までは 26 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 24 万円、同年 4 月から同年 6 月までは 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、適切に手続を行っていなかったことを認めており、申立てに係る厚生年金保険被保険者資格取得報酬訂正届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎訂正届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成

21年8月に社会保険事務所に提出したことが確認できることから、当初、事業主は、訂正前の標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫国民年金 事案 2993 (事案 1386 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの期間及び同年7月から11年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月から同年3月まで
② 平成9年7月から11年7月まで

私が平成5年3月にA社を退職後、B町役場で妻が国民年金の再加入手続を行い、11年8月に私が経営する会社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付書により、当該月の毎月末日までに納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得できないと申立てを行ったが、年金記録確認兵庫地方第三者委員会から21年12月21日付けで申立てを認めることができないとして、通知を受け取った。

今回の再申立てに当たり、新たな資料は無いが、前回の判断に納得できないので、申立期間①及び②について、再度調査の上、審議をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人の妻は納付書により毎月末に金融機関で国民年金保険料を納付したとしているが、社会保険庁(当時)の記録によると、申立期間①の直後の納付済期間(平成9年4月から同年6月までの期間)について、まとめて同年7月22日に納付していることが確認でき、申立人の主張と相違すること、ii) 申立人に係る社会保険庁のオンライン記録及びB町役場の国民年金オンライン記録において、いずれも申立期間①及び②が未納とされている上、申立人の妻が国民年金保険料を納付したとする金融機関において、申立期間当時の領収書の控えは保管されておらず、社会保険事務所(当時)においても、領収済通知書は保存されていないものの、B町役場によると、申立期間当時には、同役場においての収納管理は電算機に

より厳密に行われていたとしており、記録の漏れがあったとは考え難いこと、
iii) 申立人の妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）は無い上、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、申立期間①及び②に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料は無いものの、申立期間①及び②の国民年金保険料は間違いなく納付していたので、前述の通知は納得できないと主張しているが、これは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から47年3月まで

私は、昭和43年頃にA市へ転居した際、国民健康保険の手続で市役所に出向き、「20歳になると国民年金に加入しなければ国民健康保険証は発行されません。」と説明を受けたため、20歳になって国民年金の加入手続を行ったことを記憶している。

ずっと国民年金保険料を納付していたと思っていたので、記録が抜けているとは思ってもよらなかった。昔のことなので詳しいことは思い出せないが、保険料が未納となっている期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達した昭和45年*月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号（平成22年7月に現在の基礎年金番号と記録統合済み。）は、昭和47年9月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は同年8月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間の保険料を過年度納付したとする記録は見当たらず、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間当時に上記とは別の同手帳記号番号は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年1月までの期間及び同年2月から13年1月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から9年1月まで
② 平成9年2月から13年1月まで

申立期間①について、私が20歳に達した平成5年*月から大学を卒業する9年1月までは、母親が自身の分と一緒に継続して国民年金保険料の免除を申請しており、平成7年度については、災害のために申請が遅れたが、平成7年7月に就職する際、母親が私の保険料についても同時に免除申請してくれたはずである。

また、申立期間②については、祖母の介護のため収入が無かったので、私自身がA市役所で保険料の免除申請を行い、その後、13年から保険料の納付を開始するまでの間、納付書は1度も送付されなかったため、ずっと免除されているものと思っていた。

申立期間が保険料の免除期間であったことを認めてもらい、追納できるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、申立人の母親が国民年金保険料の免除申請手続を行ってくれ、申立期間②について、自身がA市役所で保険料の免除申請手続を行い、免除承認されていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、平成7年度の申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表において、国民年金保険料を免除申請したとする記録は見当たらず、当該年度の保険料を納付するための納付書が発行されたものの、保険料が納付されなかった記録となっていることが確認できる上、申立人の免除申

請を行っていたとする申立人の母親は、当該期間前の平成5年度及び6年度の保険料を申立人と同日に免除申請していることがオンライン記録で確認できるものの、申立期間①のうち、平成7年4月から同年6月までの国民年金被保険者期間（申立人の母親は、同年7月からは厚生年金保険被保険者期間）について免除申請記録は見当たらない。

また、オンライン記録において、申立人に係る平成5年度の免除申請は平成5年5月31日付けで、平成6年度は平成6年5月30日付けでそれぞれ免除申請し、承認されている記録が確認できるものの、申立期間①及び②に係る免除申請記録は見当たらず、平成7年度から12年度まで毎年度免除申請された記録が全て漏れるとは考え難い。

さらに、申立期間②について、申立人の住所は、戸籍の附票において、平成10年3月5日まではB市で、同年3月6日からはA市であることが確認でき、9年2月以降の国民年金保険料の免除申請をA市役所で行ったとする申立内容とは符合しない。

加えて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から平成3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月から平成3年7月まで

私は、昭和56年11月頃にA市に転居し、夫と市役所へ出向いた際に、窓口で国民年金について説明を受け、「今から国民年金保険料を払えば、満額を受給できないが、共済年金期間を含めると十分に受給できます。」と言われたため、加入手続きを行い、すぐに夫が納付書を使用して金融機関でまとめて保険料を納付してくれ、その後は、夫の口座から保険料振替の手続きを行い、今までずっと納付してきた。

しかし、記録を見ると、申立期間の保険料は未納となっており、納得できないので、もう一度詳しく調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和56年11月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料について、当初は納付書により、その後は口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年11月に払い出されていることが確認でき、前後の第3号被保険者の資格取得日により、この頃に申立人の国民年金加入手続きが行われたものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち、2年9月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の夫は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続き時点（平成4年11月頃）からみて、申立期間のうち、2年10月以降の国民年金保険料を過年度納付することは可能であったものの、オンライン記録において、当該期間の保険料を過年度納付したとする記録は見当たらない。

なお、申立人は、オンライン記録において、平成5年9月8日に3年8月から5年3月まで（20 か月）の国民年金保険料を過年度納付し、その2日後の同年9月10日に、同年4月から同年9月まで（6 か月）の保険料をまとめて現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の同手帳記号番号は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から53年3月まで

私は、婚姻した昭和51年9月以降は夫と私の二人分の国民年金保険料を納付した。同年8月以前は、二人共保険料を納付していなかったが、夫に追納保険料の通知が届いたので、私も遡って納付した。夫と私の年金記録を照らし合わせて、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、婚姻後の昭和51年9月以降は申立人の夫と併せて納付し、同年8月以前は申立人の夫に追納保険料の通知が届き、申立人自身の保険料も遡って納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年12月に払い出されたことが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、この加入手続時点では、申立期間のうち、51年9月以前は既に時効により保険料を納付することができず、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、上記の加入手続時点では、昭和51年10月以降の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらず、申立人からも当該期間の保険料を遡って納付したとする主張は無い。

なお、申立人の夫が免除期間に係る国民年金保険料を最初に追納したのは昭和56年3月18日（48年4月から49年3月まで）であることが特殊台帳により確認できるが、この時点では申立期間は既に時効により保険料を納付することはできない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、A県及びB県内で申立人の氏名を検索したが、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から43年3月までの期間及び47年4月から53年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から43年3月まで
② 昭和47年4月から53年1月まで

申立期間①について、私は学生だったので母親が自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付してくれたはずであるにもかかわらず記録が無いことに納得できない。

また、申立期間②について、退職後に夫が任意で加入しておくよう勧めてくれたので、市役所で加入手続を行い、その後も転居の都度手続を行い、納付していたはずであるにもかかわらず記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その母親が自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付してくれたはずであり、申立期間②について、退職後に申立人の夫が任意加入するよう勧めてくれたので、市役所で手続を行い、納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、前後の任意加入被保険者の加入状況から、昭和53年2月頃にA県B市で払い出されており、これは、同市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記録と一致し、申立人は、同年2月20日付けで任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親及び申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方でA県及びC県内で検索したが、申立人に上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年9月まで

私は、短期大学を卒業後就職したが、その後退職し、すぐに自分で国民年金の加入手続を行った。以後、婚姻するまで実家にいたので、申立期間の国民年金保険料については、母親が私と姉の二人分を最寄りの郵便局か銀行で納期限までに納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が姉の保険料と併せて納期限までに納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間について、A市の国民年金収滞納一覧表では無資格（国民年金の未加入）と記録されており、これはオンライン記録において申立期間直前の平成3年11月から4年3月までの納付済みであった国民年金保険料を同年9月4日付けで還付した記録が、22年4月15日付けで誤還付として取消処理され、これに伴い申立期間の国民年金被保険者資格を第1号被保険者期間として追加入力するまで、オンライン記録においても国民年金に未加入の期間とされていたことと一致し、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立期間直後の平成4年10月から5年3月までの国民年金保険料については、同年3月18日に一括納付していることがA市の国民年金収滞納一覧表により確認できる。

また、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3000

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 12 月まで

私が昭和 62 年*月に 20 歳に達してから 1 年以上は過ぎた後だと思うが、国民年金の加入手続を行い、その際、遡って国民年金保険料を納付できると言われたため、申立期間の保険料を納付したはずであるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳に達した昭和 62 年*月から 1 年以上経過した後、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、その際申立期間を含め、未納であった全ての国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 10 月に払い出されていることが確認できることから、その頃に国民年金の加入手続を行っているものと推認され、オンライン記録によると、申立期間直後である昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの過年度保険料は 2 年 3 月 14 日付けで納付していることが確認できる一方、同日時点において、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であることを踏まえると、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3001

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 61 年 3 月まで

母親がA市役所の職員だったので、私が 20 歳になってすぐ、母親が同市役所本庁か同市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は私が納付していたにもかかわらず、申立期間の納付記録が無くなっている。現在の年金記録に納付できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 55 年*月頃に、申立人の母親が、A市役所において、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は申立人自身が納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 7 月に払い出されたことが確認でき、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち 59 年 3 月以前は既に時効により保険料を納付することができず、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、上記の加入手続時点では、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までは過年度納付することが可能であったものの、オンライン記録において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらず、申立人からも遡って保険料を納付したとする主張は無い。

さらに、戸籍の附票によると、申立人が 20 歳になった当時の住所は、C 県 D 郡 E 町であったことから、申立人の母親が A 市役所において、申立人に係る国民年金の加入手続を行うことはできず、申立人が所持する年金手帳に記載さ

れている住所は、昭和 58 年 11 月 1 日の住所表示変更後に使用された住所であり、当該年金手帳の記号番号記載面に船員保険の欄が見られないことから、当該年金手帳は 61 年 4 月以降に使用が開始されたものであることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4621 (事案 1204 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 39 年 1 月 19 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 6 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 6 月 1 日から 40 年 4 月 22 日まで
⑤ 昭和 40 年 6 月 16 日から 41 年 1 月 1 日まで
⑥ 昭和 44 年 9 月 1 日から 47 年 4 月 26 日まで
⑦ 昭和 54 年 1 月 6 日から 57 年 8 月 14 日まで
⑧ 昭和 58 年 1 月 28 日から 61 年 4 月 26 日まで
⑨ 平成 2 年 1 月 20 日から 5 年 1 月 1 日まで
⑩ 平成 15 年 5 月 1 日から同年 9 月 3 日まで

私は、A社に昭和 39 年 4 月に入社し、44 年 9 月末まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が 40 年 4 月 22 日から同年 6 月 16 日までの期間しか無く、また、私が経営していたB社における平成 15 年 5 月から同年 9 月までの標準報酬月額が同年 12 月 9 日に 50 万円から 24 万円に遡って減額されていることに納得できないと申立てを行ったが、第三者委員会から 21 年 12 月 21 日付けで記録の訂正を認めることができないとして、通知を受け取ったが納得できない。

今回の再申立てに当たり、申立期間④及び⑤のA社並びに申立期間⑩のB社については、新たな資料等はないが、A社については、前述の通知を踏まえ、申立期間を昭和 39 年 6 月 1 日から 40 年 4 月 22 日までの期間 (申立期

間④) 及び 40 年 6 月 16 日から 41 年 1 月 1 日までの期間 (申立期間⑤) に短縮して申立てするので、再度調査の上、審議をお願いしたい。

また、申立期間①の C 社、申立期間②の D 社、申立期間③の A 社、申立期間⑥の E 社、申立期間⑦の F 社、申立期間⑧の G 社及び申立期間⑨の H 社における標準報酬月額は、私が記憶している給与支給額より低額であることから、正しい額に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「C 社には、昭和 38 年 6 月から 4 か月間勤務し、給与支給額は 7 万円以上であったと記憶している。」と主張している。

しかし、C 社は、昭和 50 年 7 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主の所在も不明のため、申立人の申立期間に係る報酬月額に関する届出状況及び給与からの保険料控除等について確認することができない。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票 (以下「被保険者原票」という。) により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 38 年 6 月 1 日前後に同資格を取得している元従業員のうち、所在が判明した 7 人に照会したところ、そのうち申立人と同じ職種である元従業員の一人から申立期間当時の給与明細書の提出があり、同明細書を見ると、給与支給額は最も高額な時でも 3 万 2,000 円程度であることが確認でき、当該元従業員によると、「申立期間当時、7 万円以上の給与支給額はありえない。」と回答している。

さらに、C 社に係る被保険者原票により、昭和 37 年 12 月 1 日から 39 年 2 月 1 日までの期間に被保険者資格を取得している申立人を含む 6 人の被保険者資格取得時における標準報酬月額を見ると、申立人は 2 万 6,000 円であり、他の 5 人は 2 万円から 3 万 3,000 円の範囲内であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみ低く抑えられている状況はうかがえない上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見られず、記録に不自然な点も見られない。

加えて、申立人は、「給与支給額は 7 万円以上であった。」と主張しているものの、申立期間当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は 3 万 6,000 円であることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「D 社には、昭和 39 年 1 月から 4 か月間勤務し、給与支給額は 8 万円以上であったと記憶している。」と主張している。

しかし、D 社は、昭和 40 年 2 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主の所在も不明のため、申立人の申立

期間に係る報酬月額に関する届出状況及び給与からの保険料控除等について確認することができない。

また、D社に係る被保険者原票により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和39年1月19日前後に同資格を取得している元従業員のうち、所在が判明した3人に照会したところ、回答のあった二人はいずれも、「申立期間当時、8万円の給与支給額は考えられない。」と供述している。

さらに、D社に係る被保険者原票により、昭和37年7月1日から39年8月1日までの期間に被保険者資格を取得している申立人を含む17人の元従業員の被保険者資格取得時における標準報酬月額を見ると、申立人は2万円であり、他の16人は1万円から2万6,000円の範囲内であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみ低く抑えられている状況はうかがえない上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見られず、記録に不自然な点も見られない。

加えて、申立人は、「給与支給額は8万円以上であった。」と主張しているものの、申立期間当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は3万6,000円であることが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、「A社には、昭和39年6月から19か月間勤務し、給与支給額は10万円以上であったと記憶している。」と主張している。

しかし、A社は、昭和41年6月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の所在も不明のため、申立人の申立期間に係る報酬月額に関する届出状況及び給与からの保険料控除等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和40年4月22日前後に同資格を取得している元従業員のうち、所在が判明した3人に照会したところ、回答のあった二人はいずれも、「申立期間当時、10万円を超える給与支給額は考えられない。」と供述している。

さらに、A社に係る被保険者名簿により、昭和39年3月1日から40年6月1日までの期間に被保険者資格を取得している申立人を含む4人の被保険者資格取得時における標準報酬月額を見ると、申立人は3万円であり、他の3人は2万6,000円から3万6,000円の範囲内であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみ低く抑えられている状況はうかがえない上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見られず、記録に不自然な点も見られない。

加えて、申立人は、「給与支給額は10万円以上であった。」と主張しているものの、申立期間当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は、昭和39年6月から40年4月までは3万6,000円及び40年5月から41年12月

までは6万円であることが確認できる。

- 4 申立期間⑥について、申立人は、「E社には、昭和44年9月1日から31か月間勤務し、給与支給額は、入社時は12万円以上であり、45年10月からは15万円以上であったと記憶している。」と主張している。

しかし、E社は、平成16年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主に照会しても回答を得ることができないため、申立人の申立期間に係る報酬月額に関する届出状況及び給与からの保険料控除等について確認することができない。

また、E社に係る被保険者原票により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和44年9月1日前後に同資格を取得している元従業員のうち、所在が判明した8人に照会したところ、3人から回答があったが、標準報酬月額が低く届けられていると供述した者はいない。

さらに、E社に係るオンライン記録により、昭和43年9月1日から45年4月1日までの期間に被保険者資格を取得している申立人を含む元従業員26人の被保険者資格取得時における標準報酬月額を見ると、申立人は6万円で申立期間当時の上限額であることが確認できる。

- 5 申立期間⑦について、申立人は、「F社には、昭和54年1月6日から43か月間勤務し、給与支給額は30万円以上であったと記憶している。」と主張している。

しかし、F社は、平成11年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社同部の事業を引き継いだ会社によると、「申立期間当時の資料は残っていないが、現在でも給与支給額が30万円を超えることはなかなか難しく、30年前に現在の給与支給額と同額ということは考えられないので、国の記録が正しいと思う。」と回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額に関する届出状況及び給与からの保険料控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶している元同僚の一人は、「申立期間当時の厚生年金保険の標準報酬月額の記録と給与支給額は一致している。」と供述している上、F社に係る被保険者原票により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和54年1月6日前後に同資格を取得した元従業員のうち、所在が判明した8人に照会したところ、3人から回答があり、そのうち一人は、「給与支給額は、残業代を含めても26万円ほどであり、申立人が申し立てている30万円以上の給与支給額というのは考えられない。」と供述しており、当該3人のうち標準報酬月額が低く届けられていると供述した者はいない。

さらに、F社に係る被保険者原票により、昭和52年5月1日から56年4月1日までの期間に被保険者資格を取得している申立人を含む元従業員10人の被保険者資格取得時及び同年10月における標準報酬月額を見ると、10

人ともほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみ低く抑えられている状況はうかがえない上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見られず、記録に不自然な点も見られない。

- 6 申立期間⑧について、申立人は、「G社には、昭和58年1月28日から39か月間勤務し、給与支給額は35万円以上であったと記憶している。」と主張している。

しかし、G社は、昭和61年9月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主の所在も不明のため、申立人の申立期間に係る報酬月額に関する届出状況及び給与からの保険料控除等について確認することができない。

また、G社に係る被保険者原票により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和58年1月28日前後に同資格を取得している元従業員のうち、所在が判明した11人に照会したところ、6人から回答があり、そのうち申立期間当時の従業員は、「給与支給額と標準報酬月額の記録は一致している。」、他の5人は、「給与支給額と標準報酬月額の記録が一致しているかどうかは分からないが、標準報酬月額が低く届けられているとは思われないし、申立期間当時、35万円以上の給与支給額は考えられない。」とそれぞれ供述している。

さらに、G社に係る被保険者原票により、昭和56年5月1日から60年4月1日までの期間に被保険者資格を取得している申立人を含む6人の被保険者資格取得時及び60年10月における標準報酬月額を見ると、6人（60年10月の在籍は4人）ともほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみ低く抑えられている状況はうかがえない上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見られず、記録に不自然な点も見られない。

- 7 申立期間⑨について、申立人は、「H社には、平成2年1月20日から36か月間勤務し、給与支給額は35万円以上であったと記憶している。」と主張している。

しかし、H社は、平成15年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主に照会しても回答が無いため、申立人の申立期間に係る報酬月額に関する届出状況及び給与からの保険料控除等について確認することができない。

また、H社に係るオンライン記録により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成2年1月20日前後に同資格を取得した元従業員のうち、所在が判明した13人に照会したところ、6人から回答があり、そのうちの5人は、「給与支給額と標準報酬月額の記録は一致している。」とし、残りの一人は、「給与支給額と標準報酬月額の記録が一致しているかどうか分からない。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、平成2年1月1日から3年3月1日まで

の期間にH社に係る被保険者資格を取得している申立人を含む5人の被保険者資格取得時及び3年10月における標準報酬月額を見ると、申立人は両期間とも30万円であり、他の4人は26万円から28万円の範囲内であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみ低く抑えられている状況はうかがえない上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見られず、記録に不自然な点も見られない。

- 8 このほか、申立期間①、②、③、⑥、⑦、⑧及び⑨について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③、⑥、⑦、⑧及び⑨において、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 9 申立期間④及び⑤の申立てについては、i) A社に係る被保険者名簿を見ると、昭和39年4月1日から同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった41年7月19日までの期間において、40年4月22日から同年6月15日までの期間の被保険者記録以外に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見られないこと、ii) 申立人が元同僚の氏名を正確に記憶していないため、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員3人から聞き取りを行ったが、全ての者が「申立人を記憶していない。」としており、申立人が39年4月1日から40年4月22日までの期間及び同年6月16日から44年9月30日までの期間、同社に在籍していたことについて具体的な供述を得ることができないこと、iii) 社会保険庁（当時）の記録によると、A社は、41年7月19日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことから、40年6月16日から44年9月30日までの期間のうち、41年7月19日から44年9月30日までの期間については、適用事業所となっていない期間であること、iv) 39年4月1日から40年4月22日までの期間のうち、39年4月1日から同年5月1日までの期間については、D社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき、また、40年6月16日から44年9月30日までの期間のうち、同年9月1日から同年同月30日までの期間については、E社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できること、v) 公共職業安定所の申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録を見ると、被保険者期間は40年4月22日から同年6月15日までの期間であることが確認でき、社会保険庁の記録と一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年12月21日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料は無いものの、前述の通

知を踏まえ、前回の申立ての際に示した申立期間をそれぞれ短縮したので再度調査をしてほしいと申し立てている。

しかし、申立人が再度の調査を求めている申立期間④及び⑤の期間に、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得している3人(そのうち一人は前回回答が無かったが、今回新たに回答があった者)に再度照会したところ、3人とも、「申立人を記憶していない。」と供述しており、申立人が申立期間④及び⑤に同社に在籍していたことについて供述を得ることができないなど、申立人が再度の調査を求めている元同僚からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情を得ることができない。

さらに、申立期間④及び⑤について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 10 申立期間⑩の申立てについては、i) 商業登記簿を見ると、申立期間を含め、B社の設立時から同社が平成15年11月に破産宣告を受け、16年7月*日に破産終結するまでの間、申立人は同社の代表取締役になっていることが確認でき、申立人によると、社会保険の手続などの事務手続は全て申立期間当時取締役であった申立人の妻が行っていたと証言していること、ii) 申立人は、社会保険事務所(当時)の聞き取り調査の中で、申立期間のうち、15年7月及び同年8月の厚生年金保険料を滞納していたとしており、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を試算すると、納付済みと考えられる申立人及びその妻に係る同年5月及び同年6月の厚生年金保険料の合計額と、訂正処理により同月額が減額された申立人及びその妻に係る同年5月から同年8月までの厚生年金保険料の合計額が一致すること、iii) 標準報酬月額の遡及訂正の届出については、事業主が自ら行ったか、社会保険事務所が職権で行ったか又は破産宣告に伴い選任された破産管財人が行ったことが想定されるところ、B社の破産手続に係る破産管財人によると、「標準報酬月額の相違などは、破産管財業務で問題になったことはない。」としており、破産手続を一任された弁護士(以下「代理弁護士」という。)によると、「代理人として自らが、保険料を遡及訂正して相殺した事実はない。」としており、申立人は「代理弁護士に、破産関係の手続を委任した後、妻と共に海外に長期間滞在しており、遡及訂正に関与はできなかった。」と主張しているものの、申立人が所持するパスポートにより、申立人がB社における被保険者資格を喪失した処理がされた日(15年11月25日付で同年9月3日に遡及して喪失処理)の前に帰国していることが確認できる。

また、標準報酬月額の遡及訂正処理がされた日(平成15年12月9日)の前にも帰国しており、この時点では、町役場において国民年金の任意加入の

手続も行っている。

これらのこと及び社会保険事務所が独断で遡及訂正処理を行ったことがうかがえないことを合わせ考えると、申立人が海外に滞在しているため遡及訂正処理に関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、自身の標準報酬月額の減額に申立人の同意があったものとするのが自然であり、代表取締役であった申立人が自身の標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 21 年 12 月 21 日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料は無いものの、前述の通知は納得できないと主張しているが、申立人の当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

さらに、申立期間⑩について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑩において、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4622 (事案 1045 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から20年9月30日まで
② 昭和20年10月1日から21年4月1日まで
③ 昭和21年6月30日から同年12月30日まで

私が、A社に勤務していた昭和17年6月1日から20年9月30日までの間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給していないにもかかわらず受給した記録となっている。

また、B社(現在は、C社)に勤務していた昭和20年10月1日から21年4月1日までの期間及び同年6月30日から同年12月30日までの期間の被保険者記録が無い。

このことから、年金記録の訂正を求めて第三者委員会に申し立てたが、平成21年11月2日付けでいずれの記録も訂正は認められないとの通知を受け取った。

しかし、前回の委員会の判断に納得ができないので、新たな資料等はないが、再度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、申立人と同様に昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得して、オンライン記録において被保険者記録が確認できる者のうち、申立人と同様に20年9月30日に被保険者資格を喪失したことが確認できる者で、脱退手当金の支

給記録がある者は申立人を含み 33 人確認できるところ、そのうち、脱退手当金の支給決定日が 21 年 12 月 1 日である者が 14 人（申立人を含む。）、同年 11 月 15 日である者が 3 人確認でき、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立期間①に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、当時の脱退手当金の支給要件の一つが「厚生年金保険被保険者資格喪失後 1 年を経過」であったところ、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 2 か月後の 21 年 12 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成 21 年 11 月 2 日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「新たな資料は無いが、申立期間①に係る脱退手当金について、当時の脱退手当金裁定請求書及び受領書を確認してほしい。」と主張している。

しかしながら、申立期間①に係る脱退手当金について、年金事務所に再度確認したところ、「昭和 44 年以前の脱退手当金受付経過簿、裁定請求書等の資料は保存期間経過により破棄している。」と回答している上、A 社において、申立人と同時期に脱退手当金の支給記録がある前述の 14 人のうち、連絡先が判明した 8 人の従業員に再度照会したが、前回の決定を変更すべき新たな証言も得ることができないことから、申立人の当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか、申立期間①に係る脱退手当金について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人が記憶する元同僚の証言から、申立期間②において、C 社に継続して勤務していたことは推認できるものの、同社によると、当時の人事記録等の書類が残っておらず、申立人の在籍期間及び厚生年金保険に係る届出等の詳細については、確認することができないこと、ii) 同社の従業員に係る厚生年金保険の加入状況について、同社に係る被保険者名簿を見ると、昭和 21 年 4 月 1 日に申立人及び申立人が記憶する元同僚を含む 25 人が被保険者資格を取得していることが確認できる上、商業登記簿を見ると、同社は、同年 3 月 * 日に設立登記されていることが確認できることから、当該事業所では会社の法人化に併せて従業員を一括して厚生年金保険に加入させたものと考えられること、iii) 申立人が所持する厚生年金保険被保険者証（再交付）を見ると、資格取得日は同年 4 月 1 日となっていることが確認できる上、同社に係る被保険者名簿を見ると、同社が労働者年金保険の新規適用事業所となった 18 年 4 月 1 日から申立人

が被保険者資格を取得した21年4月1日までの間において、申立人の氏名は確認できず、健康保険番号には欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらないこと、また、申立期間③に係る申立てについては、申立人が申立期間③に継続して同社に勤務していたことについて、申立人の記憶する元同僚、同社において被保険者資格を有する元従業員三人及び事業主の親族から具体的な証言を得ることができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年11月2日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「新たな資料は無いが、申立期間②及び③について、厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので調査してほしい。」と主張している。

しかしながら、申立期間②及び③について、B社に係る被保険者名簿により、申立期間に勤務していた被保険者のうち、今回新たに所在の判明した元従業員二人に照会したが、回答が得られないことなどから、申立人の当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか、申立期間②及び③について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は、見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 10 日から 39 年 5 月 27 日まで

私は、昭和 38 年 5 月 10 日に A 社に入社し、39 年 5 月 26 日に退職するまでの間、同社において B 職として継続して勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「勤務先の正式な名称は定かではないが、A 社において、昭和 38 年 5 月 10 日から 39 年 5 月 26 日までの間、B 職として勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、申立人が勤務先であったと主張している A 社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、所在地を管轄する法務局においても、同社に係る商業登記簿謄本を確認することができない。

また、申立人は、元同僚等の氏名を記憶しておらず、勤務していた事業所名の記憶も曖昧であることから、同僚調査及び事業所調査を行うことができず、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

一方、オンライン記録によると、申立人が勤務先であったと主張している A 社と類似する事業所として C 社 D 事業所が確認できるところ、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、C 社は、「当社の D 事業所は昭和 45 年に廃止しており、申立期間当時の資料は現存していないため、申立人が同事業所に勤務していたかどうかは不明である。また、申立期間当時、当社には B 職を行う請負業者が存在したが、請負業者名等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における同事業所に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、C 社 D 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保

険者名簿」という。)により、申立期間に被保険者資格を取得している申立人と同世代(昭和12年4月から15年3月までの間の生まれ)の元従業員29人のうち、住所が判明した12人に照会したところ、回答があった3人はいずれも、「申立人を知らない。」と供述しており、申立人の同事業所における勤務実態等について供述を得ることができない。

さらに、C社D事業所に係る被保険者名簿によると、申立期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番もない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4624 (事案 214、2045、4205 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から36年5月31日まで

私は、A社を退職した翌日の昭和31年6月1日から父が経営するB社に入社したが、36年5月31日までの厚生年金保険の加入記録が欠落しており、納得できない。今回の申立てにおいて、記録訂正につながる新たな主張は次の2点である。

私は、生まれつきC症のため、毎年定期検査や治療等で通院している。申立期間当時も通院しており、会社の健康保険証を使用していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。私がC症であることを証明するため、診断書等を提出する。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の文字は乱筆で不明瞭である上、D事業所については、確かに存在しており、年金記録の管理に誤りがある。

再度、審議の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間にB社に勤務していたことは認められるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険番号に欠番は無い上、申立人が同社で経理事務を行っていたとしている申立人の兄の妻及び同僚一人についても、同社における厚生年金保険に係る記録が無いことから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと考えられ、申立人においては一定期間加入していなかったものと推認されること等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年10月29日付けで通知が行われている。

また、その後、申立人は、i) B社で厚生年金保険の事務を担当していた申立人の兄の妻の下で勤務していた元同僚が、昭和31年6月から36年5月までの期間に、申立人が同社で厚生年金保険に加入していた旨証言していること、ii) 申立期間当時、同社が海外に製品を輸出する際の輸出検査申請や申立期間当時使用していたケーブルアドレスの取得申請を行う際には、申請者自身の厚生年金保険被保険者証が必要であったとして、当時の状況を知る証言者を3人挙げ、当該3人のうちの1人の証言者の書面を提出して再度申立てを行った。

当委員会では、i) 申立人がその兄の妻の下で働いていたとする元同僚は「私の仕事は事務ではなく、事務のことについては何も知らない。」と証言しており、B社の元従業員二人も「当該元同僚は事務を担当していない。」と証言していること、ii) 申立人が当時の状況を知る証言者として氏名を挙げた3人に照会したものの、申立人が主張する当該申請手続において厚生年金保険被保険者証の提示が必要であったとの証言が得られないこと、iii) 申立人は、E県F市には社会保険事務所(当時)が2事務所あることから、同社を管轄しているG社会保険事務所(当時)に記録が無くても、H社会保険事務所(当時)に記録がある可能性があるとして主張しているが、E事務センターによると、申立期間当時、同市を管轄する社会保険事務所(当時は、社会保険出張所)は1か所であったとしていること、iv) オンライン記録及びE県内の社会保険事務所に係る事業所台帳を一括して管理する同センターに確認しても、申立人が被保険者記録が保管されている可能性があるとして主張するD事業所及びI事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらないこと等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年8月30日付けで通知が行われている。

さらに、その後、申立人は、i) B社に入社した昭和31年6月頃に厚生年金保険に加入しており、申立期間に健康保険証を使用して通院していたので、厚生年金保険に加入したのは間違いないこと、ii) 前回の申立てにおいて、申立人が社会保険に加入していたことを元同僚が証言したことなどとして申立人が入社した頃に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している女性従業員二人及び申立人が社会保険に加入していたことを証言している元同僚から再度、当時の状況について話を聞いてほしいと主張し再々度申立てを行った。

当委員会では、i) 申立人が入社した頃に資格を取得している当該女性従業員二人は、いずれも連絡先不明のため、照会することができない上、前回、申立人が社会保険に加入していたことを証言した元同僚から再度聴取したところ、前回と同様、「申立人は、昭和31年頃から勤務していた。従業員は全員厚生年金保険に加入し、保険料は給与から天引きされていた。」とする証言は得られたものの、当該証言を裏付ける新たな事情は見当たらないこと、ii) 申立人が、申立期間当時に健康保険証を使用して通院したとして名前を挙げた2

医療機関は、いずれも「当時のカルテを保管しておらず、申立人の記録は確認できない。」と回答していること等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成23年10月3日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、i) 生まれつきC症のため、申立期間においても、会社の健康保険証を使用し、毎年定期検査や治療等で通院したのは確かであること、ii) B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の文字は乱筆で不明瞭である上、前回までの申立てにおいて厚生年金保険の適用事業所として見当たらないとされたD事業所については、確かに存在しており、年金記録の管理に誤りがあると主張し、4回目の申立てを行っている。

しかしながら、今回、申立人から新たに提出された複数の医療機関の診断書等に、「生下時よりC症である」との記載が確認できるものの、申立期間当時の診療の状況や健康保険証の状況に係る記載は無い上、今回、申立人が、申立期間当時に健康保険証を使用して通院したとして新たに名前を挙げた医療機関について、J団体は、「当該医療機関は、既に廃止届が提出されている。」と回答しており、申立期間当時、会社の健康保険証を使用して通院していたとする申立人の主張を裏付けることができない。

また、申立人は、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の文字は乱筆で不明瞭である等と主張しているが、当該被保険者名簿によると、申立人の資格取得日はオンライン記録と同日の昭和36年5月31日であることが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、及び申立人が所持する年金手帳（平成4年12月に再交付されたもの）において確認できる、申立人の同組合における厚生年金保険の記号番号に係る資格取得日は、いずれも昭和36年5月31日となっており、記録相互に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、D事業所は確かに存在していたと主張し、前回までの申立てにおいて提出済みの同組合の名称が記載された封筒等を再度提出しているが、オンライン記録及び事業所名簿検索により、再度調査しても、申立人の主張する所在地において、B社のほかに、申立人が主張する名称の事業所（D事業所、I事業所及びK事業所、並びにこれらに類似する名称の事業所）が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、D事業所に係る法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間中の昭和33年1月20日に同事業所の理事に就任していることが確認できることから、申立期間当時の同事業所の代表理事、理事及び監事の厚生年金保険被保険者記録を調査したものの、申立期間において、B社のほかに、上記、申立人が主張する名称の事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を有する者は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、今回の申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当た

らないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 10 日まで

私は、昭和 29 年頃から約 3 年間、A 社で勤務したが、同社における全期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。同社で一緒に勤務した兄は、近年、同社での加入記録が見つかり、同僚の一人は脱退手当金をもらったと言っていることを聞いているのに、私の年金記録が無いので申し立てることにした。給料から保険料を控除されていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の複数の元従業員の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は既に廃業しており、元事業主及び申立期間当時の社会保険事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A 社において厚生年金保険被保険者記録を有する申立人の兄から聴取しても、「申立人は、私が同社で働き始めたときには既に働いており、私が退職するときも働いていたが、勤務期間は分からない。」と証言していることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に被保険者記録を有し、連絡先が判明した 11 人（申立人の兄を除く。）に照会したところ、回答のあった 9 人のうち 5 人が申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間を特定できる証言が得られない。

さらに、上記回答のあった元従業員が記憶する同僚の姓を確認したところ、名前の挙がった複数の者の被保険者記録は見当たらない上、このうち連絡先が判明し、聞き取り調査のできた一人は、「私は昭和 29 年 5 月頃から 30 年 7 月頃までの 1 年余り勤務したが、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」

と証言していることから、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

加えて、上記の被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。